

○農林水産省告示第二千百六十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに代する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改める。

改正前	改正後																
<p>第2章 アミノ酸及び非フイテンゼリんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 配合飼料の非フイテンゼリんの成分量 (略)</p>	<p>第2章 アミノ酸及び非フイテンゼリんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 配合飼料の非フイテンゼリんの成分量 (略)</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>フイターゼの種類</th> <th>算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の(137)フイターゼ(その1)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同(137)フイターゼ(その2の(1))</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同(137)フイターゼ(その2の(2))</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略)</p>	フイターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の(137)フイターゼ(その1)	(略)	同(137)フイターゼ(その2の(1))	(略)	同(137)フイターゼ(その2の(2))	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>フイターゼの種類</th> <th>算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の(140)フイターゼ(その1)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同(140)フイターゼ(その2の(1))</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>同(140)フイターゼ(その2の(2))</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 (略)</p>	フイターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の(140)フイターゼ(その1)	(略)	同(140)フイターゼ(その2の(1))	(略)	同(140)フイターゼ(その2の(2))	(略)
フイターゼの種類	算出方法																
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の(137)フイターゼ(その1)	(略)																
同(137)フイターゼ(その2の(1))	(略)																
同(137)フイターゼ(その2の(2))	(略)																
フイターゼの種類	算出方法																
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第2の8の(140)フイターゼ(その1)	(略)																
同(140)フイターゼ(その2の(1))	(略)																
同(140)フイターゼ(その2の(2))	(略)																

この改正は、平成三十年七月一日から施行する。